改訂版

住宅を新築･増改築･改修･取得する子育て家庭等に補助します

【対象者】

◆ 町内に住宅を整備する予定の方で、以下の要件をすべて満たしていること

- 町内に住所がある方。(町外の方は整備完了後、6 ヶ月以内に転入できる方)
- 中学生以下の児童を養育している世帯の方、または妊婦がいる世帯の方、婚姻届提出後 3 年以内かつ夫婦の年齢の合計が 100 歳未満の世帯の方
- 町税等の滞納のない世帯の方
- 住宅整備後、町内に 3 年以上居住する方

【対象事業・補助額】

整備の区分	対象要件	補助率	補助限度額
住宅の新築	工事費 1,000 万円以上のもの	対象事業経費の 10%の額 (千円未満は 切り捨て)	100 万円
住宅の増改築・改修	工事費 500 万円以上のもの		(50 万円～) 100 万円
住宅の取得	取得費 500 万円以上のもの		(50 万円～) 100 万円

＜増改築＞住宅の床面積を増やすこと又は住宅を壊し、位置、用途、規模、構造及び階数が著しく異ならない建物を造ること。

＜ 改 修 ＞既存の構造は変えずに、居室の内装・設備等を修理し、又は改良すること。

＜ 取 得 ＞住宅の取得であって、土地・倉庫・車庫等は含まない。

※ 併用できないもの　住宅新築改修等補助金とは併用できません。(ただし、住宅取得の場合は、改修工事は併用可能な場合もありますので、観光商工課へお問い合わせください。)

併用できるもの　みなかみ町の住宅用省エネルギー設備設置費補助金(住宅用太陽光発電システム・高効率給湯設備（エコキュート等）)･浄化槽設置整備補助金･薪ストーブ等購入費補助金等を申請するときは、その事業費分を本申請から差し引くことにより補助対象となる場合があります。※ 工事の見積書が必要になります。

※　この要綱に基づく補助金の交付は一度限りです。また、住宅取得と改修を合わせての申請や、複数の契約を合わせて申請することはできません。

【申請手続き】

◆ 工事等の契約を結んだらお早めに（対象事業の完了予定日の30日前までに）補助金の交付申請を済ませてください。

※　事業完了後（工事等の代金支払い済み）の申請は受け付けません。

補助金申請・交付の流れ

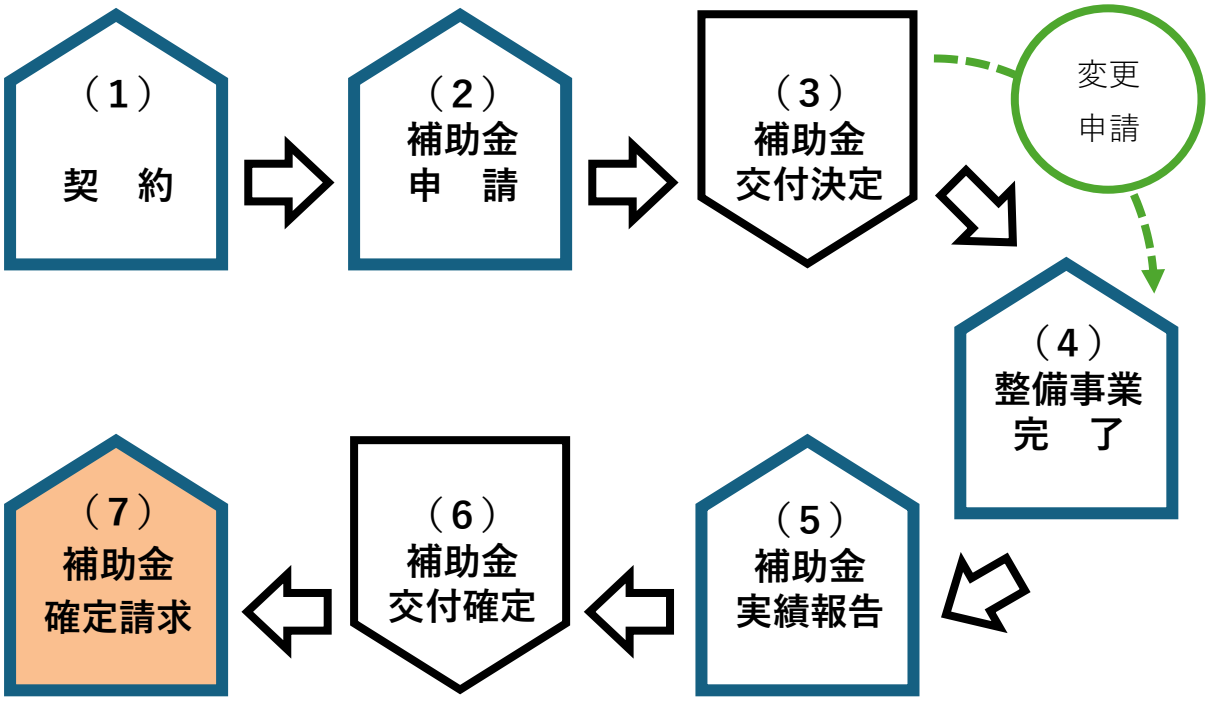

【補助金申請に必要なもの】

■共通

① 補助金申請書(事業概要書含む)　② 図面(位置図・平面図等)

③ 契約書の写し　④ その他参考となる見積書・明細書

■町外の方

⑤ 世帯全員の住民票等　⑥ 完納証明書(世帯・夫婦ともに)

■新婚家庭の方

⑦ 婚姻日を証明するもの(戸籍謄本等)

■妊婦がいる世帯の方

⑧ 子育て家庭を証明するもの(母子手帳の出産予定日のページ)の写し

【補助金実績報告に必要なもの】

① 実績報告書　② 契約書(最終のもの)の写し　③ 領収書の写し

④ 完成写真（外観１枚・内部居室各１枚）

【補助金の受給について】

○ 補助金交付の額の確定後、請求により交付します。

○ 補助金請求書提出後、約１ヶ月以内に振り込みます。

問い合わせ先

みなかみ町役場　子育て支援課　TEL：０２７８－２５－５００９（直通）

26R080401